

総行選第 70 号
令和 7 年 6 月 27 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各 指 定 都 市 市 長
各指定都市選挙管理委員会委員長

} 殿

総 務 大 臣

公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 227 号。以下「改正令」という。）が、本日公布されました。

今回の公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の改正は、与野党により設けられた「選挙運動に関する各党協議会」からの要請を受け、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額の基準について、物価変動等を考慮して引き上げを行う等所要の措置を講ずるものであり、改正令は、公布の日の翌日（令和 7 年 6 月 28 日）から施行することとされています。

また、改正令の施行に伴い、参議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する件（令和 7 年中央選挙管理会告示第 10 号。以下「改正規程」という。）が本日公布されました。改正規程についても、改正令の施行の日（令和 7 年 6 月 28 日）から施行することとされています。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正令及び改正規程の内容を十分御理解いただくとともに、改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）及び改正規程による改正後の参議院比例代表選出議員選挙執行規程（昭和 58 年中央選挙管理会告示第 3 号）（以下「新規程」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意ください。また、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。特に、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額については、新令で定める基準に従い、各選挙管理委員会が規程等をもって定める必要がありますので、御留意いただくようお願いします。

また、本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 公職選挙法施行令の一部改正

- 1 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準
選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準について、以下のとおりとするものとされたこと。

- ・ 宿泊料（食料二食分を含む。） 一夜につき 23,000 円
- ・ 弁当料 一食につき 1,500 円、一日につき 4,500 円
- ・ 茶菓料 一日につき 1,000 円

また、航空賃について、実費弁償の費目として明記するものとされたこと。

（新令第129条第1項第1号関係）

- 2 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準

選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準について、宿泊料（食料を除く。）は、一夜につき 20,000 円とするものとされたこと。

また、航空賃について、実費弁償の費目として明記するものとされたこと。

（新令第129条第1項第3号関係）

- 3 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額の基準

選挙運動に従事する者のうち、選挙運動のために使用する事務員（以下「事務員」という。）、専ら公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（以下「車上等運動員」という。）、専ら手話通訳のために使用する者（以下「手話通訳者」という。）及び専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用する者（以下「要約筆記者」という。）に対し一人一日につき支給することができる法第197条の2第2項に規定する報酬の額についての政令で定める基準並びに同条第3項及び第4項に規定する報酬について政令で定める額は、以下のとおりとするものとされたこと。（新令第129条第4項及び第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）関係）

- ・ 事務員 15,000 円
- ・ 車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者 20,000 円

第2 参議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部改正

第1により改正された報酬及び実費弁償の額の基準に従い、参議院比例代表選出議員の選挙について、報酬及び実費弁償の最高額を、新令で定める基準額と同額とするものとされたこと。

また、航空賃について、実費弁償の費目として明記するものとされたこと。(新規程第18条関係)

第3 施行期日等

- 1 改正令及び改正規程は、改正令の公布の日の翌日から施行するものとされたこと。(改正令附則第1項及び改正規程附則第1項関係)
- 2 改正令及び改正規程の規定は、改正令の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。(改正令附則第2項及び改正規程附則第2項関係)

以上